



# フィルタリングしていたのに、 アダルトサイトにつながった？

## 事例1

中学生の息子が携帯電話の漫画サイトで「18歳未満」を選択したところ、いきなりアダルトサイトに登録完了となり、10万円ほどの請求を受けた。フィルタリングは携帯電話会社において設定しているはずなので、アダルトサイトにアクセスできるとは思わなかった。

(当事者：14歳 男性)

## 事例2

携帯電話でいろいろなサイトを見ているうちに、アダルトサイトにつながった。フィルタリングをかけているので大丈夫だろうと思い、興味本位でクリックしたら登録になってしまい、料金請求画面が出た。

(当事者：15歳 女性)



## ひとことアドバイス

- 携帯電話に、有害なサイトへのアクセスを制限するフィルタリング機能を設定しているにもかかわらず、アダルトサイトにつながり利用料金などを請求されたという相談が多く寄せられています。
- フィルタリングは制限の強さによっていくつかのタイプが用意されていますが、厳しいものでも有害サイトへのアクセスを100%防げるわけではありません。
- 有害サイトから子どもを守るため、フィル

タリングサービスは必ず利用しましょう。その上で、フィルタリングが万能ではないことを認識し、むやみにクリックしないこと、何かあったらすぐ親に相談することなど、日ごろから家族でインターネットの使い方についてよく話し合っておきましょう。

- アダルトサイトなどで料金を請求されるなどのトラブルにあったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう。

さぼーとくん



消費生活に関することで困ったときは  
西之表市消費生活センター 22-1111 (内線306)



# 消費生活

## みみより情報

No.13  
平成23年9月  
発行／市消費生活センター  
編集／市役所市民生活課  
広報市民相談室  
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

## ◆クレジット・サラ金・ヤミ金無料相談会のお知らせ◆

鹿児島くすのきの会では、クレジットやサラ金またはヤミ金等で困っている方々の相談に応じるため、弁護士・司法書士が下記のとおり無料相談会を開催します。当日相談会場にお電話されるか、または直接お越しください。

日時	平成23年10月3日(月曜日)から10月8日(土曜日) 各日 午後1時から午後5時まで
実施方法	弁護士・司法書士が電話・面談により相談に応じます。(相談は無料)
電話相談	099-222-0972 (臨時電話)に電話してご相談ください。
面談相談	次の会場に直接お越しいただき、ご相談ください。 ①鹿児島市山下町12-12 一二三ビル201号 鹿児島くすのきの会事務所 電話 099-226-1725 ②県内各弁護士・司法書士事務所 ①の事務所に電話すると、近くの弁護士・司法書士をご紹介します。
主催者	鹿児島くすのきの会
問い合わせ先	■鹿児島市山下町12番5号 藤崎ビル2階 森弁護士事務所 森 雅美 電話 099-225-1800 ■志布志市志布志町志布志2丁目8番31号 下野司法書士事務所 下野太志 電話 099-472-2537

## 違法な金融業者や架空請求にご注意ください。

- 心当たりのない請求を受けたら、まず、消費生活センターにご相談ください。
- 「財務局認可法人」「財務省管轄支局」を名乗ったり、「財務局認可通達書」などの文言で架空の債権の請求を行う業者に注意しましょう。
  - 架空の登録番号や別の登録業者の登録番号を詐称したり、実在する会社名や類似の会社名を使用する等して貸付や債権回収に関する勧誘広告を行う業者に注意しましょう。
  - 「財務局認可法人」という法人は存在しません。
  - 「財務省管轄支局」といった国の機関はありません。
  - 悪質な業者には一切連絡しないようにしましょう。

# ご注意ください！！

## 「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘

消費者庁は、各地の消費生活センターへの相談が増加している「**鉱山の採掘**」や「**鉱物**」に関する権利の勧誘を巡るトラブルについて、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者安全法第15条第1項に基づく公表を行い、注意を呼びかけています。

＜消費者庁が公表した事業者＞

- 株式会社ビジネスタウン ■合同会社ヤマト興産 ■合同会社中部産業
- 合同会社天然資源開発コンサルティング

- 上記の業者からパンフレット等が送られてきても勧誘に応じないようにしましょう。
- 「高値で買い取る」という話を安易に信用しないようにしましょう。
- 不信に思った場合、断ってもしつこく勧誘された場合等は、直ぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。



### 相談窓口

- 消費者ホットライン 0570-064-370
- 西之表市消費生活センター 22-1111 内線306
- 警察（警察安全相談窓口） #9110

### 鉱業権等に関する問い合わせ先

- 九州経済産業局消費者相談室 092-482-5457・5458（相談専用）  
受付時間 9:30～16:30（12:00～13:00を除く）
- 経済産業省（本省）消費者相談室 03-3501-4657（相談専用）  
受付時間 10:00～16:00

## 注意

「医療機関債」「病院債」「医療債」「病院への投資」などという言葉で勧誘する新手の儲け話にも注意してください！！

## 契約トラブルあれこれ

「神経痛が治った」「更年期障害が改善された」「痩せた」などといった利用者の体験談が書かれたチラシや広告を見たことはありませんか？

### 体験談商法

－他人の体験はあなたの体験ではありません－

- チラシにあるのはあくまでも個人の体験談です。あなたにも効果があるとは限りません。
- 健康食品や電気治療器、化粧品など、使用しても思ったほどの効果がなかったり、場合によっては健康被害が発生する可能性もあります。広告をうのみにせず、健康に不安のある方はまず医師の診察を受けましょう。
- 購入してしまっても、クーリング・オフや返品が可能な場合があります。早めに消費生活センターにご相談ください。

## 貴金属等の訪問買い取りサービス

—いったん業者の手に渡ったら取り戻せない—



金やプラチナ等の貴金属を使ったアクセサリーや和服等を買取るサービスに関する相談が、全国で急増しています。  
突然自宅を訪問され、冷静に判断できないまま契約をしてしまうケースが目立っています。

### 相談の内容

- 業者の勧誘が強引で怖かったので、買い取りに応じてしまった。
- 貴金属を買い取ってもらったが、買い取り価格が安すぎると思い解約を申し出たが応じてもらえなかった。

### 問題点

- ◆不意打ち的な勧誘を受け、消費者は価格が妥当かどうかの判断ができない。
- ◆業者が買い取る際に明細を出さない。
- ◆消費者が物品を業者に売却しているため、特定商取引法に定める訪問販売に該当しないと考えられるため、クーリング・オフを主張することが難しい。

### 《消費者の皆さんへアドバイス》

- 不意に業者の訪問を受けても、買い取ってもらう意思がなければ、毅然として断りましょう。
- 相手がどのような業者なのか確認しましょう。
- 買い取り条件等が明記された書面をもらいましょう。
- 契約してそれほど時間がたっておらず、業者が物品を自ら保管している場合、取り戻せる可能性があります。早めに消費生活センターに相談しましょう。
- 業者が強引に家の中に入ってきたり、怖い思いをしたら警察に連絡しましょう。

## 契約豆知識



### 契約するときのチェックリスト

- 契約内容で分からないことはないですか？
- その商品やサービスは、今、本当に必要ですか？
- 代金を無理なく払えますか？
- 契約したら解除できません。本当に後悔しませんか？

### 《西之表市で実施される法律相談等カレンダー》

- 10月27日（木曜日） 無料法律相談
- 11月17日（木曜日） 消費者トラブル見守りネットワーク講座
- 11月29日（火曜日） 多重債務無料法律相談会
- 12月22日（木曜日） 無料法律相談
- 2月23日（木曜日） 無料法律相談

※詳しいことは、西之表市消費生活センターにお問い合わせください。  
電話 22-1111 内線306（市民生活課広報市民相談室）

